

# 総務常任委員会 条例制定 安全のまちづくり

## 多様化している生活環境を、より安心・安全な町に

「富士見町安全のまちづくり条例」制定について審査しました。

この条例は、富士見町における生活安全の確保に関する基本理念と、施策の基本を定めることにより、町現に寄与することを目的とするものです。

この条例審査にあたってはさまざまな角度から次の意見が出されました。

①安全安心な町づくりは、多様化している生活環境の中、住民の最も望むところである。②町内外ともに犯罪・事故・災害が多発しております。行政が積極的に関与することにより、住民に安心安全を提供することも必要ではないか。③関係諸団体が安全について理念や実践行動などを共有することは大切であり、住民への意識高揚と安全・防犯に対する抑止力が望めるのではないか。④関係機関の一員

によってのみ、違法行為があれば取締まりができるのであって、心配ないので本を定めることにより、町の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とするものです。

## 否員会で審査しました

として警察も参加するのであって公権力がこの条例制定によって介入する事は考えられない。警察は現行法によってのみ、違法行為があれば取締まりができるのであって、心配ないので本を定めることにより、町の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とするものです。

町では昭和50年に「安全の町宣言」をしました。今後、各種団体が連合会的組織を立ち上げ、互いの問題点を共有しながら活動を推進していく

いか。⑥条文中の一部に具体的な事項を明記すべき箇所があるのではないか。原案どおり可決すべきものとしました。

慎重に審査の結果、全員一致原案どおり可決すべきものとしました。

# 社会文教常任委員会 条例制定 男女共同参画社会づくり

## まだ多くの課題 男女が共に自立した社会づくりを

「男女共同参画社会づくり条例」制定について審査しました。

この条例は、「固定的役割分担意識の解消等や、家庭・地域・職場などにおいて、各関係者の責務を明らかにしながら、男女が共に自立した社会づくりを目指そう」と計画を推進するものです。

条例制定までの過程には、国における「男女共同参画基本法」の成立、当町における「女性プランすずらん」「すずらん」が策定されてきた経過があります。

委員会では条文等について多くの意見が出されました。

反対意見としては、「すでに男女の格差は解消されつつあり、いまさら条例は必要ない」、「条例の前に受け入れの仕組みや

方向性など、住民の中で議論が必要である」、「理

由で男女の格差は解消されつつあり、いまさら条例は必要ない」、「条例の前に受け入れの仕組みや方向性など、住民の中で議論が必要である」、「理

由で男女の格差は解消されつつあり、いまさら条例は必要ない」、「条例の前に受け入れの仕組みや方向性など、住民の中で議論が必要である」、「理

念だけではなく具体的な施策を盛り込むべきだ」、「条例の中に行き過ぎ事項が盛り込まれているのはいかがなものか」。